

あきる野市教育基本計画

**「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」の
実現を目指して**

**平成 23 年 3 月
あきる野市教育委員会**

【 あきる野市教育基本計画 目次 】

第1章 「あきる野市教育基本計画」の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	計画の進行管理	2

第2章 あきる野市教育委員会の教育目標・基本方針

1	教育目標	3
2	基本方針	3

第3章 「あきる野市教育基本計画」の施策体系

1	あきる野市における教育の状況及び課題	4
	（1）学校では （2）家庭では （3）地域では	
2	施策展開の5つの視点	6
3	施策体系図	9
4	重点施策について	10
5	3年間に取り組む具体的施策	12

施策展開の5つの視点

視点1	「生きる力」をはぐくむ教育の推進	12
視点2	学校経営力・教職員の資質の向上	31
視点3	学校教育環境の整備	33
視点4	生涯学習・文化・スポーツの振興	38
視点5	家庭、学校、地域の連携・協力の強化	53

資料編

資料1	あきる野市教育基本計画策定検討委員会設置要領	62
資料2	あきる野市教育基本計画策定検討委員会委員名簿	63
資料3	あきる野市教育基本計画策定の経過	64
資料4	用語の説明	66
資料5	主な基礎データ	70

第1章 「あきる野市教育基本計画」の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

今日の教育を取り巻く状況は、子供の学力・体力低下への懸念やいじめ・不登校、暴力行為などの問題行動、規範意識や社会性の欠如、家庭や地域の教育力の低下など、さまざまな課題が生じています。

また、加速する少子高齢化や高度情報化、国際化、地球温暖化などの環境問題への取組など、著しく変化する社会情勢への対応も必要となってきました。さらに、社会の成熟化に伴い、市民一人一人が、自己の人格を磨き、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所で学習ができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。

このような中、あきる野市教育委員会は、「おとなが手本のあきる野市」をテーマに、一人一人を大切にする「特別支援教育の推進」を基本に置き、「いじめ不登校ゼロへの挑戦」や「学校の安全安心対策強化」「学力向上対策強化」「小規模学校対策の推進」「小中一貫校への取組」「環境教育の推進」「地域社会の教育力の活用強化」「子ども読書活動の推進」「市民スポーツの推進」「学校支援体制の強化」など、11項目の重点施策に取り組んでいます。

一方、国においては、平成18年に教育基本法を改正し、新しい時代の教育の基本理念を明らかにするとともに、同20年には、国として初めての教育振興基本計画を策定し、未来を切り拓く教育の振興に、社会全体で取り組むことを目指しています。

また、各地方公共団体においても、教育基本法の理念を生かし、実効性あるものとしていくために、国の教育振興基本計画を参考にしつつ、その地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとされました。

あきる野市教育委員会は、これまで進めてきた重点施策はもとより、各施策の今後の基本的な方向性を明らかにするとともに、より一層取組を強化し、教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」を実現するための具体的な施策を示す教育振興基本計画として、ここに、あきる野市教育基本計画を策定するものです。

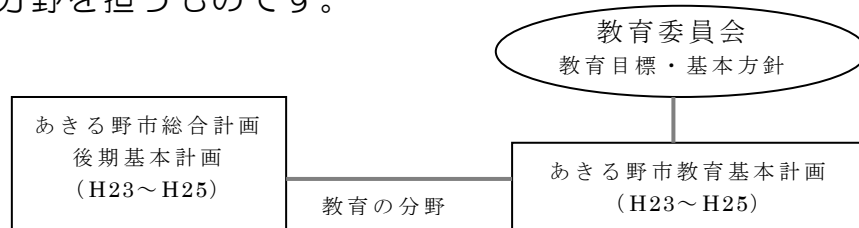
「おとなが手本のあきる野市」

おとなが子どもの手本となるように行動することにより、子どもに良い影響を及ぼし、規則正しい生活習慣や、社会性、規範意識などが高められる」などの効果を期待できる一方で、「おとなも意識して、子どもの手本となるような行動を心がけるようになる」という相互作業により、家庭の教育力だけでなく、地域社会の教育力の向上も図っていかうとする取組

平成19年7月 あきる野市教育委員会提唱

2 計画の位置付け

この計画は、国の教育振興基本計画を参考にしつつ、あきる野市における教育の振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものであり、あきる野市総合計画「ヒューマン・グリーンあきる野」（以下「総合計画」という。）の教育にかかわる分野を担うものです。



3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年度を初年度とし、平成25年度までの3年間とします。

これは、総合計画の後期基本計画の計画期間が、平成23年度から平成25年度までの3か年であることから、その計画期間と合わせて3か年とするものです。

4 計画の進行管理

本計画は、市の総合計画や国・東京都における施策等において新たな展開や見直しがあった場合には、必要に応じて見直しを行います。

また、計画の進行管理に当たっては、施策の実施状況を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の対象として、毎年度、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表します。

さらに、計画の最終年度である25年度には、各事業等の3年間の検証・評価を行い、次期計画の基礎とします。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的且つ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2章 あきる野市教育委員会の教育目標・基本方針

1 あきる野市教育委員会 教育目標

「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」

あきる野市教育委員会は、人権尊重と社会貢献の精神を基調とし、あきる野市民憲章に則してすべての市民が豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、生涯を通じて学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指して教育行政を推進する。

また、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し緊密な連携の下に、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野市の発展に貢献することを期して教育を推進する。

平成22年8月決定

2 あきる野市教育委員会 基本方針

基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神をはぐくむ教育の推進

すべての市民が、自他の人権について理解を深め、責任を自覚し、協力し合い、ルールを守り、安心して社会生活を送れるよう、人権尊重と社会貢献の精神を育成する教育を推進する。

基本方針2 豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力をはぐくむ教育の推進

子供たちが、国際社会に生き、社会の変化に主体的に対応していくために、基礎的な学力の定着及び向上を図り、個性と創造性を伸ばす教育を推進する。

基本方針3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

すべての市民が生涯を通じて自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、基盤整備と市民との協働による学習・交流活動を推進する。

基本方針4 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

子供たちが、乳幼児期から、豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育や地域活動を支援するとともに、教育を取り巻く様々な課題の解決に向け、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任のもとに、相互に連携・協力できる体制づくりを推進する。

第3章 「あきる野市教育基本計画」の施策体系

1 あきる野市における教育の状況及び課題

(1) 学校では

あきる野市立小・中学校は、教育委員会の重点施策に基づき、学校の実態に即して具体的な方策を定めるとともに、これらと関連した学校評価項目を設定し、教育行政と一体化した教育活動を展開しています。

また、学校安全安心対策の強化や、伝統・文化理解教育の推進など、地域との連携・協力体制を整え、地域に根ざした学校づくりを進めています。さらに、子供たち一人一人に対応した適切な指導や支援を行う特別支援教育の考え方を学校教育の基本として、きめ細やかな教育活動を展開しており、子供たちは、あきる野の豊かな自然環境の中で、のびのびと学び、生き生きと活動しています。

しかしながら、学校や子供たちを取り巻く環境は様々に変化しています。こうした状況を踏まえ、子供たちに「生きる力」をはぐくみ、未来を切り拓く能力や態度を育成することが、より一層求められています。

また、近年、学校で中心となって活躍してきた団塊世代の教員の大量退職に伴い、若手教員の増加が著しく、中堅の教員も含め、すべての教員の資質・能力の向上が急務となっています。

このようなことから、子供たちに未来を切り拓く「生きる力」をはぐくむために、校長のリーダーシップの下、多様なニーズや価値観に適切に対応できるよう学校の教育力を高めていくことが喫緊の課題となっています。

「生きる力」とは

－ 知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きるために、
確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の
知・徳・体をバランスよく育てることが大切です

○ 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、
自ら考え、判断し、表現することにより、
さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力

○ 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や
感動する心などの豊かな人間性

○ たくましく生きるための健康や体力 など

文部科学省作成(平成22年8月)のパンフレット「新学習指導要領」**生きる力**より抜粋

（２）家庭では

「教育の原点は家庭教育にある」と言われるように、家庭は、子供たちが成長する上で、基本的な人間形成をする場として、また、社会生活に必要な基本的なしつけを行うとともに、精神的・身体的安定を与える場として、かけがえのない大切な役割を担っています。

しかしながら、少子化や核家族化が進む中で、家庭がその本来の役割を果たせない状況も見受けられます。

子供たちの健やかな成長のためには、とりわけ、家庭環境が重要であり、家族のふれあいを大切にする中で、基本的な信頼関係を築き上げるとともに、親自らが「おとなが手本」とであると自覚し、善悪の判断力や規則正しい生活習慣を身に付けさせていく必要があります。

そのためには、家庭が果たす役割について、正しい情報を伝えるとともに、子育て等についての相談体制や学習機会を充実し、家庭のもつ教育力を高めていくことが課題となっています。

（３）地域では

地域は子供たちの日常の生活舞台であり、人と人との出会いを通して、より良い生き方を学ぶ教育の場であると同時に、学んだことを実践する場ともなっています。

また、非行や犯罪の抑止にも極めて重要な役割を担っています。

子供たちに、地域の行事やそこで培われる人間関係を通して、豊かな人間性をはぐくみ、ふるさとの良さを実感させるということは、地域が持つ大きな役割と言えます。

今日、地域の結びつきが弱まり、また、その教育力も低下してきていると言われていますが、本市においては、学校安全ボランティアや伝統・文化理解教育のように、地域ぐるみで教育活動を支援しようとする地域住民も多く、学校と地域との協働の体制づくりは進んでいます。

一方、生涯学習においては、学習・交流活動、スポーツ活動等が盛んに行われています。また、学習成果を生かした活動についても、社会教育関係団体や市民団体等により様々な学びの場が提供され、学習に参加できる人や学習内容の広がりを見せてきています。さらに、図書館については、施設の充実等により障がいのある方や若い人たちにも多く利用され、個人の学習環境も整いつつあります。

しかしながら、団塊世代の退職期を迎え、高齢世代が生涯学習活動の中心となっており、働き盛り世代や子育て世代に対する学習支援などに取り組む必要があります。また、経験や学んだ成果を生かして、スポーツ少年団や地域における青少年の健全育成活動支援等が求められています。

このように、市民が学習や体験から学んだものを社会に還元できる「知の循環型社会」の構築を目指し、生涯学習の成果を生かす仕組みづくりを進めるとともに、家庭、学校、地域が連携・協力して、地域の教育力をより一層強化していくことが必要となっています。

2 施策展開の5つの視点

あきる野市教育委員会は、特別な支援を必要とする子供たちに限らず、すべての子供たちが、個々のニーズに応じた指導や支援が受けられるよう特別支援教育を推進しています。この一人一人を大切にする特別支援教育の考え方をすべての施策の基盤とし、現状や課題を踏まえて、教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」の実現に向けて、次の5つの視点から施策を展開していきます。

- 視点1 「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- 視点2 学校経営力・教職員の資質の向上
- 視点3 学校教育環境の整備
- 視点4 生涯学習・文化・スポーツの振興
- 視点5 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

視点1 「生きる力」をはぐくむ教育の推進

子供たちが、これからの変化の激しい社会の中で、力強く未来を切り拓いていくためには、子供たちに「生きる力」を身に付けさせていく教育がより一層求められています。

このように、子供たちに身に付けさせたい「力」に着目し、視点1を「「生きる力」をはぐくむ教育の推進」としました。

視点1「「生きる力」をはぐくむ教育の推進」では、次の5つの「取組の方向」を掲げ、15の基本施策に取り組んでいきます。

- ・ 豊かな心をはぐくむ教育の推進
- ・ 確かな学力をはぐくむ教育の推進
- ・ 健やかな身体や体力をはぐくむ教育の推進
- ・ 一人一人のニーズに応じた教育の推進
- ・ 小中学校9年間を見通した一貫教育の推進

視点2 学校経営力・教職員の資質の向上

子供たちの「生きる力」をはぐくむ教育を推進していくためには、各学校の実態に即した特色ある学校づくり、また、保護者や地域に信頼と安心を与える開かれた学校づくりなど、校長を中心とした学校経営力の向上が必要です。

また、質の高い教育を提供していくには、それを担う教員の指導力の向上を図っていく必要があります。

このように、学校の教育力に着目し、視点2を「学校経営力・教職員の資質の向上」としました。

視点2「学校経営力・教職員の資質の向上」では、次の2つの「取組の方向」を掲げ、2つの基本施策に取り組んでいきます。

- ・ 学校経営の充実
- ・ 教員の資質・能力の向上

視点3 学校教育環境の整備

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、非常災害時には地域住民の避難場所となる防災拠点としても重要な役割を担っています。そのため、施設や設備の安全性を確保し、安心して学び、生活できるよう学校施設を適切に維持管理し、整備を進めていくことが必要です。

また、新学習指導要領に対応する教材や教具、コンピュータ機器等の設置等学習を支える環境の整備や小規模化が進んでいる学校の児童・生徒の教育環境の向上を図ることが必要です。

このように、学校の教育環境に着目し、視点3を「学校教育環境の整備」としました。

視点3「学校教育環境の整備」では、次の2つの「取組の方向」を掲げ、4つの基本施策に取り組んでいきます。

- ・ 安全・安心な学校施設の整備
- ・ 学習を支える教育環境の整備

視点4 生涯学習・文化・スポーツの振興

生涯学習の更なる振興のためには、市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように、生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる「知の循環型社会」を構築すること、また、市民が生涯を通じて文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるように、文化・スポーツ活動の振興を図っていくことが重要であり、生涯学習社会の実現のために不可欠です。このため、視点4を「生涯学習・文化・スポーツの振興」としました。

視点4「生涯学習・文化・スポーツの振興」では、次の4つの「取組の方向」を掲げ、6つの基本施策に取り組んでいきます。

- ・ いつでもどこでもだれもが学ぶことができる生涯学習の推進
- ・ 健全な心身をはぐくむスポーツの振興
- ・ 市民文化の振興
- ・ 郷土の理解を深める文化の保存と継承

視点5 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

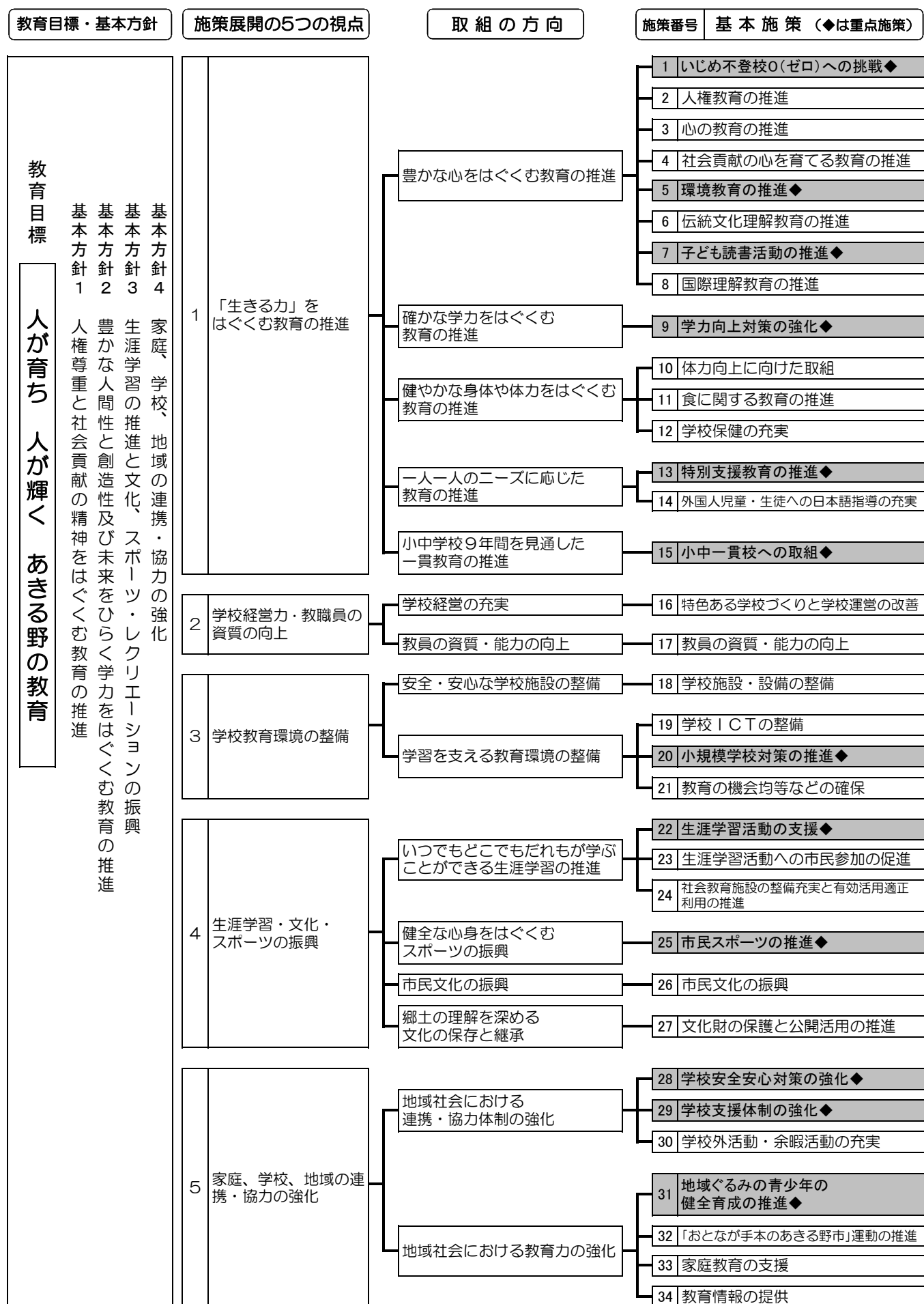
青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成するすべての組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。

特に家庭、学校、地域が持つそれぞれの教育力を生かし、連携・協力体制を強化することは、次代を担う子供たちの健全な育成のために重要です。このため、視点5を「家庭、学校、地域の連携・協力の強化」としました。

視点5「家庭、学校、地域の連携・協力の強化」では、次の2つの「取組の方向」を掲げ、7つの基本施策に取り組んでいきます。

- ・ 地域社会における連携・協力体制の強化
- ・ 地域社会における教育力の強化

3 施策体系図



4 重点施策について

あきる野市教育委員会は、先に示した「一人一人を大切にする特別支援教育」の考え方のもと、取組の方向に沿ってそれぞれの施策に取り組めます。その中で、12の施策を重点施策に設定し、重点的に取り組んでいきます。

取組の方向	重点施策 (施策番号・基本施策名)	重点的な取組
豊かな心をはぐくむ教育の推進	1 いじめ不登校ゼロへの挑戦	相手を思いやり、互いに認め合う心の教育を推進する
	5 環境教育の推進	自然に親しみ、自然を大切にする心をはぐくむとともに、地球環境の保全について考え、行動できる教育を推進する
	7 子ども読書活動の推進	豊かな言葉と考える力、やさしい心をはぐくむ読書活動を推進する
確かな学力をはぐくむ教育の推進	9 学力向上対策の強化	基礎的・基本的な学力の定着と向上を図り、子供の自ら学び、自ら考える力を伸ばすために、個に応じた教育を推進する
一人一人のニーズに応じた教育の推進	13 特別支援教育の推進	障がいのある子供を含めたすべての子供たちの教育的ニーズに対応した教育を推進する
小中学校9年間を見通した一貫教育の推進	15 小中一貫校への取組	子供に対する一貫性のある指導を行うための小中連携教育を推進する
学習を支える教育環境の整備	20 小規模学校対策の推進	小規模学校が抱える課題に対応するための取組を推進する
いつでもどこでもだれもが学ぶことができる生涯学習の推進	22 生涯学習活動の支援	学習機会の提供と生涯学習の成果を生かした市民との協働による生涯学習事業を推進する
健全な心身をはぐくむスポーツの振興	25 市民スポーツの推進	東京多摩国体<スポーツ祭東京 2013>の開催とともに子供から高齢者までスポーツ活動等に親しむことができる施策を推進する
地域社会における連携・協力体制の強化	28 学校安全安心対策の強化	学校の安全・安心対策の徹底を図り、子供たちが安全に安心して生活できる学校や地域づくりを推進する
	29 学校支援体制の強化	家庭・学校・地域が連携した教育を目指し、保護者や地域住民による学校支援の仕組みづくりを進め、開かれた学校づくりを推進する
地域社会における教育力の強化	31 地域ぐるみの青少年の健全育成の推進	家庭・学校・地域・関係機関が連携し、協力しながら青少年の健全育成を推進する

平成23年度～25年度 あきる野市教育委員会重点施策

人が育ち 人が輝く あきる野の教育

あきる野市教育委員会は、一人一人を大切にする「特別支援教育」の考え方のもと、12の施策を重点として取り組んでいきます。

地域ぐるみの青少年の健全育成の推進

学校支援体制の強化

学校安全安心対策の強化

市民スポーツの推進

生涯学習活動の支援

小規模学校対策の推進

小中一貫校への取組

特別支援教育の推進

学力向上対策の強化

子ども読書活動の推進

環境教育の推進

いじめ不登校ゼロへの挑戦

おとなが手本のあきる野市

5 3年間に取り組む具体的施策

1 「生きる力」をはぐくむ教育の推進

取組の方向 ▶ 豊かな心をはぐくむ教育の推進

基本施策 1	いじめ不登校0(ゼロ)への挑戦	重点施策
--------	-----------------	------

【課 題】

各学校の実態に即した「いじめ・不登校0(ゼロ)への挑戦」に関する取組を関係諸機関と連携を図りながら、組織的に実施していくことが必要です。

【今後の方向性】

子ども家庭支援センターや民生児童委員、教育相談所、せせらぎ教室等の関係機関との連携協力を深め、『いじめ・不登校0(ゼロ)への挑戦』を目指した取組の充実を図っていきます。

【推進計画】

1	いじめ撲滅三原則の徹底		
概 要	「いじめ・不登校0(ゼロ)への挑戦」に取り組むため、ふれあい月間(6・11・2月)の実態把握だけでなく、道徳教育の充実を図る等、日常的にいじめ撲滅三原則(するを許さず、されるを責めず、いじめに第三者なし)の徹底を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ふれあい月間の調査を生かした取組の実施	⇒	⇒

2	「いじめ問題」への組織的な対応の充実		
概 要	校長会、副校長会、いじめ問題担当者連絡会、生活指導主任会、道徳主任会、人権教育推進委員会等で、いじめ、暴力行為、不登校などへの対応として、「いじめ防止」への組織的な対応について協議し、必要に応じて研修を実施するなど組織的な対応の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各種委員会等の実施	⇒	⇒

3	学校へのスクール・カウンセラーの配置及び学校における教育相談体制等の充実		
概 要	児童・生徒の心理的な問題解決等に関して、高度な専門的知識や経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして、中学校6校全校及び小学校2校に配置し、いじめ、不登校等の未然防止、改善及び解決を図るとともに、学校内の教育相談体制等の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・増戸小・前田小・全中学校へのSC配置	・小学校2校(未定)・全中学校へのSC配置	⇒

4	教育相談所の充実		
概 要	児童・生徒、保護者及び市民の教育に関する相談業務や指導・助言を行うため、教育相談所に相談員及び臨床心理士等専門職を配置します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・教育相談所の臨床心理士等専門職の増員 ・教育相談所の連携体制の強化	⇒	⇒

5	適応指導教室(せせらぎ教室)の活用		
概 要	適応指導教室を活用して、不登校児童・生徒の学校への復帰に向けた指導・支援を行うとともに、適応指導教室と学校や教育相談所等が連携を密にして、対象の子供に適した登校支援を計画的・組織的に行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・適応指導教室の実施 ・在籍校面談年3回実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒

基本施策 2	人権教育の推進
---------------	----------------

【課 題】

これまでの人権教育の推進にかかわる取組や人権尊重教育推進校の実践をもとに、地域の実態に応じた運動を展開させ、地域社会全体の人権意識のさらなる向上につながる取組を推進していくことが課題です。

【今後の方向性】

今後は、「人権尊重教育推進校」での取組をすべての小・中学校に広げ、人権教育推進のための調査研究事業モデル事業で培った「やさしい言葉、元気なあいさつ」に掲げる、相手を思いやる気持ちを大切にする意識の向上を目指し、コミュニケーションの基礎となる「挨拶・言葉遣い」の運動をさらに展開し、学校と地域が連携した地域ぐるみの人権教育の推進を図ります。

【推進計画】

6	人権教育の推進及び啓発		
概 要	人権教育総合推進地域事業で培った人権教育の基盤づくりを進め、地域の団体や関係諸機関により、人権意識を育てる学校・家庭・地域が連携した活動を推進します。 人権教育推進委員会において、人権教育の推進に向けた研修や啓発を行い、各学校の実践について情報交換することで、学校を中心とした人権教育の推進を図ります。 学校と地域が連携し、人権教育の推進のための研究・協議及び指定事業の推進を図ります。 東京都教育委員会指定「人権尊重教育推進校（多西小学校）」の取組を市内全体へ広げていきます。 「あきる野市教育の日」未来を築く青少年健全育成あきる野市大会において、中学生の主張大会及び小学生人権メッセージ作文発表会を実施します。 東京都等の実施する人権教育関係講習会・講座等への協力及び情報提供を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・多西小の成果の周知・徹底 ・人権教育推進委員会の実施	⇒	⇒

7	男女平等に基づいた社会教育活動等の推進		
概 要	中学生の主張大会等の事業を実施するに当たり、男女共同参画の視点を踏まえて取り組みます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・男女共同参画の視点を踏まえた事業の実施	⇒	⇒

基本施策 3	心の教育の推進
---------------	----------------

【課 題】

心の教育の核をなす道徳教育のさらなる充実を図るために、中心となる道徳の時間の改善を行い、その他教科や総合的な学習の時間の内容との関連をより明らかにすることが課題です。

また、道徳授業地区公開講座の充実を図る必要があります。

【今後の方向性】

心の教育につながる道徳教育の内容について、各学校における実態に合わせ重点化を図り、新学習指導要領で求められる体験的な活動との関連をより明確にします。道徳主任会の実施により、道徳教育の全体計画や指導計画の見直し及び検討を進め、全教育活動の中で意図的・組織的に心の教育のより一層の充実を図ります。

その上で、地域社会における体験活動を通した心の教育の場づくりを進めていきます。

また、道徳授業地区公開講座の運営やPR等を検討し、参加率の向上と意見交換会の充実を図ります。

【推進計画】

8	道徳授業地区公開講座の充実		
概 要	学校、家庭、地域が連携して子供たちの豊かな心をはぐくむことを目的として、道徳授業地区公開講座を開催し、小・中学校における道徳の授業を公開します。 また、授業終了後に、テーマに基づいた意見交換会や講師等を招へいした講演会等を実施し、道徳授業地区公開講座の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・全学級で実施	⇒	⇒

9	道徳教育の推進		
概 要	道徳教育推進のための連絡、情報交換及び協議を実施するために、道徳主任会を実施します。（2回）		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・道徳主任会の実施	⇒	⇒

基本施策 4**社会貢献の心を育てる教育の推進****【課 題】**

キャリア教育（職場体験学習等）の一環として実施されている中学校の職場体験学習においては、事業所の増加や協力していただく事業所等との活動内容の打ち合わせ、学校における事前・事後指導をさらに充実していくことが課題です。

また、地域においては、青少年健全育成地区委員会等の活動に対し、中学生が積極的に運営に参加するなど、青少年自身が体験活動を通して、人の役に立つ社会貢献活動の主体となることのできる機会を作っていくことが課題です。

【今後の方向性】

地域の事業所などの協力の下、学校における職場体験学習の充実を図ります。

また、生涯学習分野においても、積極的に青少年の体験活動を通じた社会貢献活動の場の提供の充実を図ります。さらに、従来の活動に加え、地域と連携した総合的な学習の時間における活動の充実を図るとともに、中学生の様々な地域行事等への参加を促すなど、児童・生徒が地域社会の構成員として、地域づくり・まちづくりに貢献しているという実感を持つことができる活動をさらに工夫していきます。

【推進計画】

10	キャリア教育（職場体験学習等）の推進		
概 要	各中学校の2年生を中心に、事業所、福祉施設、公共団体等へ行き、連続3日間（18時間）の職場体験学習を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 職場体験学習の実施	⇒	⇒
11	地域教育力活性化の推進		
概 要	社会教育委員の会議や青少年委員等において、「おとなが手本のあきる野市」の具体的な取組の検討を通して、地域教育力の向上を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 取組の検討・実施	⇒	⇒
12	地域の青少年体験活動への支援		
概 要	PTA、青少健、放課後子ども教室等が行なう青少年体験活動に対する指導者の紹介及び助言を行うとともに活動の機会の充実に努めます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 指導者の紹介及び助言	⇒	⇒
13	図書館インターンシップ事業の充実		
概 要	職業体験（インターンシップ）を希望する市内在住在学の中学生・高校生・大学生を積極的に受け入れ、インターンシップ事業を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 中・高校生の職場体験受け入れ	⇒	⇒
	・ 図書館司書実習の受け入れ	⇒	⇒
14	成人式の実施		
概 要	次代を担う成人となる20歳の市民を対象に、祝い励まし、一人の大人として認め、社会の仲間として迎え入れるとともに市政への関心と理解を促す機会として、成人式を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 成人式の実施	⇒	⇒

基本施策 5	環境教育の推進	重点施策
---------------	----------------	-------------

【課 題】

各学校における環境教育を、家庭及び地域との連携をより一層密にして実施することが課題です。

【今後の方向性】

新学習指導要領の完全実施に伴い、学校・家庭・地域の連携・支援体制を確立し、各校における環境教育のより一層の充実を図っていきます。

また、あきる野市の自然豊かな環境と歴史・文化を生かした環境教育の推進を図ります。

【推進計画】

15	豊かな自然環境を生かした教育の推進		
概 要	総合的な学習の時間等を活用して、農業体験等地域の教育資源を活用した教育活動を推進します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・教育資源を活用した教育活動の実施	⇒	⇒

16	家庭での省エネチャレンジの実施		
概 要	東京都教育委員会「CO ₂ 削減アクション月間」を中心に、全児童・生徒による家庭における環境に配慮した行動の実践に取り組みます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・「CO ₂ 削減アクション月間」の実施	⇒	⇒

17	環境月間の設定(6月)		
概 要	東京都教育委員会「CO ₂ 削減アクション月間」に関連して、6月を環境月間に位置付け、各教科等で環境教育を推進します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の実態に即した取組の実施	⇒	⇒

基本施策 6**伝統文化理解教育の推進****【課 題】**

日本の伝統・文化理解教育の充実のため、学校、家庭及び地域との連携をより一層密にし組織的に推進していくことが必要です。

【今後の方向性】

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各校の日本の伝統・文化理解教育推進担当が中心となり、学校・家庭・地域の連携・支援体制を整備しながら、各校における日本の伝統・文化理解教育を組織的に推進します。さらに、地域における伝統文化継承活動の場づくりを支援し、地域ぐるみで郷土への愛着と敬愛の心を育てる教育の推進に取り組みます。

【推進計画】

18	伝統・文化理解教育の充実		
概 要	各学校において、日本の伝統・文化理解推進担当を指名し、各学校の実態に即して、地域と連携した伝統・文化理解教育の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・日本の伝統・文化理解推進担当の指名	⇒	⇒
	・推進委員会の実施	⇒	⇒

19	子供の伝統文化体験事業への支援		
概 要	地域の団体が実施する子供の伝統文化体験事業に協力し、市内の青少年に対する伝統文化活動を行う団体に対する情報提供とその取組への支援を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・情報提供と取組への働きかけ	⇒	⇒

基本施策 7	子ども読書活動の推進	重点施策
---------------	-------------------	-------------

【課 題】

子どもの読書活動の推進に関する法律の理念「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」を実現するため、子供にかかわる様々な関係者、機関が連携して、地域ぐるみで子供の成長過程に合わせた事業の展開、啓発の推進が必要となっています。

【今後の方向性】

「子ども読書の日」「読書週間」などに合わせた事業を通して、子ども読書活動の理解・啓発の充実を図ります。

また、学校図書館関係者連絡会とともに、子供の育成に係る保健師や保育士、司書、児童館職員等で組織する子ども読書活動推進連絡会の活動を通して、事業の実施状況や課題等の情報の共有化を図り、関係機関が連携した子供の読書活動に取り組みます。

【推進計画】

20	学校図書館の充実		
概 要	豊かな感性の育成や読解力の向上を目指し、小・中学校の学校図書館の図書の実施年度		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 図書の整備 ・ 図書館補助員の配置	⇒ ⇒	⇒ ⇒
21	第2次子ども読書活動推進計画の策定		
概 要	現行の「あきる野市子ども読書活動推進計画」の計画期間が平成24年度で終了することに伴い、国・東京都の第2次子ども読書活動推進計画に基づき、平成25年度以降の計画について検討・策定します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 第1次計画の実施状況調査 ・ 第2次計画の検討	・ 第2次計画の策定	・ 第2次計画の実施
22	子ども読書活動推進事業の充実		
概 要	「あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき各種事業を開催するとともに、関係者・関係機関との連携強化を図り、子供が言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を身につけていくために必要な読書活動を推進します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 各種講座・おはなし会等の実施 ・ パンフレット等による周知活動の実施 ・ 図書館HPによる情報発信	⇒ ⇒ ⇒	・ 第2次子ども読書活動推進計画に基づき実施
23	子育て支援事業(図書館)の推進		
概 要	「あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から絵本に親しめるよう、ブックスタート事業、子育て講座をはじめ各種事業を実施するとともに、子ども読書活動推進連絡会を開催して関係者・関係機関の連携強化を図り、子供が成長する上で望ましい読書環境になるよう支援します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ ブックスタート事業の実施 ・ 子育て講座の支援 ・ 団体貸出の実施 ・ よみきかせ等事業の実施 ・ 推進連絡会の開催	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	・ 第2次子ども読書活動推進計画に基づき実施

基本施策 8	国際理解教育の推進
---------------	------------------

【課 題】

外国語活動及び英語の指導については、学習指導要領に基づき、さらに充実していく必要があります。

【今後の方向性】

外国語活動及び英語の指導については、AET（英語指導助手）の派遣事業等の人的支援の活用、小・中学校の連携をもとに、各学校の実態に即した指導の充実を図ります。

【推進計画】

24	外国語指導員の活用		
概 要	新学習指導要領で小学校5年生・6年生において年間35時間（週当たり1時間）の英語を取り扱うことを原則とした外国語活動の全面実施に伴い、小学校へのAET派遣は、平成22年度の実施日数の360日間を継続します。 中学校へのAET派遣も、同様に282日間を継続し、英語の時間のネイティブスピーカーとして活用します。 ※ネイティブスピーカー：その国の言葉を母国語とする人		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・AETを小学校へ360日の派遣・中学校へ282日の派遣	⇒	⇒

25	姉妹都市マールボロウ市教育交流事業の推進		
概 要	本事業を教育交流事業と位置付け、国際的視野をもつ人材の育成を図ることを目的に、マールボロウ市からウイトコム・スクールの生徒を受入れ、滞在中、全中学校への体験入学や、各種交流事業などを通じて交流を図ります。 また、マールボロウ市へ全中学校の生徒を派遣し、滞在中、ウイトコム・スクールの授業や各種交流事業などに参加するなど交流を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・教育交流事業の実施	⇒	⇒

取組の方向 ▶ 確かな学力をはぐくむ教育の推進

1 「生きる力」をはぐくむ教育の推進 - 確かな学力をはぐくむ教育の推進

基本施策 9	学力向上対策の強化	重点施策
--------	-----------	------

【課 題】

基礎的・基本的な学力の定着及び向上を目的とした授業改善推進プランに基づいた授業改善、新たな教育課題を踏まえた教育活動の充実が課題です。

【今後の方向性】

学力向上にかかわる施策を推進することを通して、各学校における授業改善推進プランに基づいた基礎的・基本的な学力の定着及び向上を図り、子供の自ら学び、自ら考える力を伸ばすための個に応じた教育活動を支援していきます。

また、地域の教育力を生かした教育活動を進めるため、地域による学校支援体制の整備に取り組みます。

【推進計画】

26	授業改善推進プランの活用		
概 要	全国及び東京都における学力調査の結果や学校評価等から学力に関する課題を明らかにし、その課題の解決に向けて授業改善推進プランを作成します。さらに、一年間を通して、授業改善推進プランに基づいて実施したことを評価し、次年度の授業改善に生かしていきます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・推進プラン様式の改善 ・各学校の状況に即した推進プランの活用	⇒	⇒

27	学力調査等の活用		
概 要	23年度より改訂される「児童・生徒の学力向上を図る調査」（「基礎的・基本的事項」と「読み解く力等」の問題を合体した構成）等を各学校において実施し、その結果から学力の傾向を明らかにするとともに、各学校の学力の状況に即した様々な学力向上策を策定します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の状況に即した学力調査等の活用	⇒	⇒

28	指導法改善の推進(少人数指導)		
概 要	小・中学校に少人数指導担当教員を配置し、通常学級より少ない人数のグループ編成授業で、学習指導の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・都の方針に即して実施	⇒	⇒

29	教員補助員の配備		
概 要	国語や算数・数学の補助を行うため、教員補助員を各学校に配置し、児童・生徒の学力の向上を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の状況に即した教員補助員の配備	⇒	⇒

30	パソコン活用教育の推進		
概 要	情報教育推進委員会において、各学校の情報教育に関する実践事例や校内研修会等の情報交換をもとに、各学校の情報教育の充実を図ります。 また、教員の情報活用能力の向上を目指す講習会の実施及びネット被害担当者連絡会を中心に、インターネット被害やその対応に関する連絡や情報交換を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 情報教育推進委員会の開催 ・ ネット被害担当者連絡会の実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒

31	図書館による学校支援事業の充実		
概 要	教科学習や学級での読書に必要な資料の団体貸出、調べもの学習・総合的な学習における資料提供と資料調査の支援事業を推進するとともに、学校図書館関係者連絡会の開催を通じて図書館と学校図書館及び各学校図書館間の協力・連携の強化を図るなど、学校支援の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 図書館ガイダンスの実施 ・ 団体貸出の実施 ・ 学校図書館連絡会の開催 ・ 調べもの学習・総合的な学習支援	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒

取組の方向 ▶ 健やかな身体や体力をはぐくむ教育の推進

1 「生きる力」をはぐくむ教育の推進 - 健やかな身体や体力をはぐくむ教育の推進

基本施策 10 体力向上に向けた取組

【課 題】

各学校において、児童・生徒の体力向上を図るための取組をより充実していくことが課題です。

【今後の方向性】

23年度より悉皆調査となる「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の調査方法の徹底及び調査結果の活用、さらに体力向上を目指した学校ごとの特色ある取組「一校一取組」等、体力向上に向けた施策の充実を図ります。

【推進計画】

32	体力調査の活用		
概 要	各学校の代表者1名ずつによる「体力向上委員会（仮称）」を設置し、調査方法の周知及び結果の活用について検討します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 体力向上委員会(仮称)の設置 ・ 一校一取組の普及	・ 体力向上委員会(仮称)の実施 ⇒	⇒ ⇒

33	スポーツ教育の推進		
概 要	児童・生徒の健康増進や体力向上を図るとともに、国民体育大会やオリンピックをはじめとする国内及び国際的なスポーツ大会などの意義と国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解し、積極的に運動に親しむことができるよう、スポーツ教育を推進します。 また、毎年、スポーツ推進校として小学校1校、中学校1校程度を指定し、その取組の成果を各学校に広めます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ スポーツ推進校2校の指定 ・ 推進校の取組の周知・徹底	⇒ ⇒	⇒ ⇒

基本施策 11	食に関する教育の推進
----------------	-------------------

【課 題】

学校、家庭、地域及び関係諸機関と連携して、「食」に関する指導をさらに充実させていくことが課題です。

【今後の方向性】

各校で指名している食育リーダーと学校栄養士による食育リーダー連絡会等を実施し、市内各小・中学校における「食」に関する指導の具体的な内容・方法を工夫させていくとともに、食育リーダーを中心として、学校、家庭、地域及び関係諸機関と連携しながら、組織的に「食」に関する指導を推進していきます。

特に学校給食センターと連携し、学校栄養士の活用を図ります。

【推進計画】

34	学校における食育の推進		
概 要	食育リーダー連絡会を実施し、食育にかかわる取組の情報交換を行うとともに、その会での協議を受けて、各学校では、その実態に即した食に関する指導を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・食育リーダー連絡会の3回実施	⇒	⇒

35	給食センターが行う食に関する指導		
概 要	栄養指導や食物に対する理解など、学校給食が担う食に関する教育を給食指導や食育の授業を通じて推進します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・栄養士による食に関する授業及び給食指導の実施	⇒	⇒

36	親子料理教室の推進		
概 要	学校給食の事業や食への興味と大切さを理解してもらうため、夏休み期間中に親子料理教室を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・地場産・旬の食材を使用した料理教室の実施	⇒	⇒

基本施策 12**学校保健の充実****【課 題】**

児童・生徒を取り巻く社会環境や生活様式が大きく変化してきていることに伴い、児童・生徒の心身の健康に様々な影響を与えてきているため、学校保健の充実を図る必要があります。

【今後の方向性】

学校と学校医等との連携強化を図り組織的、計画的に健康づくりに取り組む推進体制を整備し、学校保健の充実を図り、児童・生徒の心身の健康管理に努めていきます。

【推進計画】

37	学校保健の充実		
概 要	児童・生徒の健康診断、校医・薬剤師の配置、飲料水・プール水の水質検査などを行い、児童・生徒の心身の健康管理に努めていきます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・健康づくりに取り組む体制整備の検討 ・保健主任会の充実	⇒	⇒

取組の方向 → 一人一人のニーズに応じた教育の推進

1 「生きる力」をはぐくむ教育の推進 - 一人一人のニーズに応じた教育の推進

基本施策 13	特別支援教育の推進	重点施策
---------	-----------	------

【課題】

「特別支援教育総合推進事業」のグランドモデル地域の指定を受け、これまで取り組んできた特別支援教育のシステムを踏まえ、乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援体制を構築することが課題です。

また、特別な支援が必要な児童・生徒が増加している中で、施設の整備や人材確保など今後の取組について検討する必要があります。

【今後の方向性】

「特別支援教育総合推進事業」を推進し、関係諸機関との連携の強化を図るとともに、庁内の関係部署との連絡を密にして、発達障害等の障がいのある子供に乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を行うために、相談支援ファイルを作成する体制を構築していきます。さらに、東京都第三次特別支援教育推進計画を踏まえ、市の方向性について検討していきます。

【推進計画】

38	特別支援教育の推進体制の強化		
概要	「特別支援教育検討委員会」「特別支援教育推進連絡会」「専門委員会」等を組織し、特別支援教育を推進する基本的な考え方や推進体制の整備等について検討するとともに、各事業の成果と課題を分析・評価し、特別支援教育の推進を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各種委員会の実施	⇒ 各種委員会の連携強化	⇒

39	特別支援教育総合推進事業の推進		
概要	特別支援教育推進連絡会を中心に庁内の関係部局との連携を強化し、就学前から就労に至るまでの一貫した支援体制が構築できるよう相談支援ファイルの普及活用を中心に事業を進めていきます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・作成対象を通級に拡大 ・様式の検討・見直し	・作成対象者を学齢児以外に拡大 ・ファイルの改訂版の提示	⇒ ・ファイル改訂版での実施

40	小中学校の特別支援教育体制の充実		
概要	校内委員会の全校設置及び特別支援教育コーディネーターの複数指名とチーフコーディネーターの設置により、各学校の特別支援教育の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・学校組織を活用した特別支援体制の充実	⇒	⇒

41	巡回相談による学校等の支援の充実		
概要	小・中学校及び幼稚園・保育園の要請で巡回相談員（臨床心理士）による巡回相談を実施し、行動観察に基づく支援の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の状況に即した巡回相談の実施	⇒	⇒

42	特別支援教育指導補助員の配置		
概 要	個別支援計画に基づき、特別支援教育指導補助員を配置し、個別のニーズに応じた指導を展開します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の状況に即した教員補助員の配置	⇒ 教員補助員の増員の検討	⇒ 検討結果の反映

43	就学及び進学支援シートの活用		
概 要	小・中学校への就学や進学後の支援に資するために就学支援シート・進学支援シートの作成及び活用を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の状況に即したシートの作成	⇒ 幼稚園・保育園との連携強化	⇒ 幼稚園・保育園との連携強化

44	専門医による学校支援の充実		
概 要	小・中学校の要望に応じて、特別な配慮が必要な児童・生徒への支援について専門医による指導・助言を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の状況に即した専門医の派遣	⇒	⇒

45	適正な就学支援の充実		
概 要	すべての子供たちに個々のニーズにあった適切な教育環境が提供できるよう、就学（転学）相談を実施します。相談の中で作成した就学支援ファイルは、就学先の学校へ引継ぎ、支援を行うための資料とします。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・就学（転学）相談の実施 ・就学支援ファイルの活用	⇒ ⇒	⇒ ⇒

46	特別支援学級介助員の配置		
概 要	特別な支援を必要とする児童・生徒が持つ個々の教育的ニーズに応じるため、特別支援学級に介助員を配置します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・固定学級の状況に即した介助員の配置	⇒	⇒

47	特別支援学級（固定・通級）による指導の充実		
概 要	特別支援学級担当者連絡会を開催し、各学級の実践や課題について協議を行い、市内小・中学校13校に設置した特別支援学級の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・特別支援学級担当者連絡会を8回実施	⇒	⇒

48	特別支援学級の開設		
概 要	児童・生徒数及び学級数の状況を踏まえ、特別支援学級が設置されていない小・中学校に学級の開設を進めます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・多西小・南秋留小・御堂中の調査	・開設準備	・開設

49	関係諸機関との連携強化		
概 要	あきる野学園地域支援センター及び西多摩療育支援センター等の関係諸機関との連携を密に図り、幼児教室や特別支援学級指導訪問等の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・幼児教室の試行継続 ・幼児教室の実施計画の策定	⇒ ・関係諸機関と連携強化した幼児教室の実施	⇒ ⇒

50	特別支援学校との副籍事業の実施		
概 要	特別支援学校が行う副籍事業については、東京都の方針を受け各校の実態に即した副籍交流を進めます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の実態に即した副籍交流の実施	⇒	⇒

基本施策 14	外国人児童・生徒への日本語指導の充実
----------------	---------------------------

【課 題】

外国人児童・生徒の就学に対応して、日本語指導員の適正な配置及び教員の指導力向上を図ることが課題です。

【今後の方向性】

外国人児童・生徒の入学・転学時に学校の要望にあわせて、日本語指導をする講師を配置します。

また、必要に応じて学校訪問を実施し、指導主事が担任等に日本語指導の資料提供や助言を実施します。

【推進計画】

51	外国人児童・生徒への支援の実施		
概 要	市内小・中学校に在籍する外国人児童・生徒で、日本語の習得が十分でないために学校生活全般について生じる困難さを改善するために、日本語を指導するための講師及び通訳を一定期間配置できるよう学校を支援します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の要望に即した支援の実施	⇒	⇒

取組の方向 ▶ 小中学校9年間を見通した一貫教育の推進

1 「生きる力」をはぐくむ教育の推進 - 小中学校9年間を見通した一貫教育の推進

基本施策 15	小中一貫校への取組	重点施策
---------	-----------	------

【課題】

幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携を重視した取組をさらに推進し、子供に対する一貫性のある指導をより一層充実させていくことが課題です。

【今後の方向性】

各校において、地理的条件等、各地域の特色を生かした取組を推進していくとともに、教育委員会研究推進校等の先進的な実践成果を検証しながら、あきる野市にふさわしい小・中一貫校のあり方について、検討を重ねていきます。

【推進計画】

52	教育委員会研究推進校における小中連携教育の研究		
概要	毎年、教育委員会研究推進校を選定し、研究推進校（小学校2校及び中学校2校程度）において、教科、領域、生活指導等における行動連携を図り、児童・生徒の学力の向上を図るとともに、教職員の連携した教育を推進します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・増戸小学校・増戸中学校の一貫教育の研究 ・西秋留小・一の谷小・西中学校の連携教育の研究	・小学校1校と中学校1校の連携教育の研究（未定） ⇒	⇒ ・小学校1校と中学校1校の連携教育の研究（未定）

53	小中一貫教育の導入に向けた取組		
概要	教育委員会研究推進校の実践を参考にして、本市にふさわしい小中一貫教育の導入に向けての調査・検討を行い、計画を策定します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・制度導入の調査・検討	・制度導入に向けた計画の策定	・制度導入の準備

54	小・幼・保連絡協議会の充実		
概要	小学校と幼稚園・保育園との円滑な接続を図るために、年間2回園長・校長で研究協議します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・地域ごとの協議会の充実	⇒	⇒

2 学校経営力・教職員の資質の向上

取組の方向 ▶ 学校経営の充実

基本施策 16 特色ある学校づくりと学校運営の改善

【課 題】

地域の実態を活用した教育活動をさらに工夫していくとともに、学校運営の改善を図るため、学校評議員を活用した学校評価を充実させることが課題です。

【今後の方向性】

学校評議員制度や学校評価等を活用して特色ある学校づくりを推進します。

また、学校評価においては、取組目標と成果目標を意識して、評価項目を設定するとともに、学校評議員のかかわり方を工夫して、学校運営の改善を図ります。

【推進計画】

55	学校評議員制度の充実		
概 要	学校の運営方針、教育課程、教育活動の評価、児童・生徒の健全な育成、学校・家庭・地域との連携など、学校運営について側面から支援します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の実態に即した学校評議員会の実施	⇒	⇒

56	地域人材活用の推進		
概 要	総合的な学習の時間等に、地域の人材を講師や指導者（ゲストティーチャー）として招へいし、地域の伝統・文化や体験活動を通じて理解を深めます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の実態に即した地域人材活用	⇒	⇒

57	学校評価システムの運用		
概 要	学校教育法に定められた学校評価について、各学校が円滑に評価を実施できるよう、指導及び支援を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・夏季休業中における指導主事による学校訪問の実施	⇒	⇒
	・各学校の実態に即した学校評価の改善	⇒	⇒

58	中学校部活動の充実		
概 要	中学校の部活動に対し、地域の人材を活用した外部指導員を各学校に配置し、スポーツ及び文化活動の向上を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の実態に即した外部指導員の配置	⇒	⇒

取組の方向 ▶ 教員の資質・能力の向上

2 学校経営力・教職員の資質の向上 - 教員の資質・能力の向上

基本施策 17 教員の資質・能力の向上

【課 題】

東京都の研修事業計画に即して実施する職層研修や初任者研修の一層の充実を図るなど、教職員研修センターの機能をさらに強化していくことが課題です。

【今後の方向性】

教職員研修センター指導員による学校訪問や、若手教員への指導、教職員研修センターにおける職層ごとの研修会など、教職員研修センターを活用した様々な研修事業をより一層充実させるとともに、各学校における職場研修（校内ＯＪＴ）が円滑に実施できるよう支援していきます。

【推進計画】

59	教職員の研修等の充実		
概 要	多様化する教育課題に対応するため、教職員による各種委員会や研修会を実施し、学校における教育活動の充実を図ります。 また、主幹教諭研修や主任教諭任用時研修等、ＯＪＴに関する講話や演習を実施し、各学校におけるＯＪＴの推進を支援します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各種研修会の実施 ・夏季休業中における指導主事による学校訪問の実施	⇒	⇒
60	研究奨励事業等の推進		
概 要	特色ある教育活動を実施する学校を指定校とし、研究の支援にあたり、研究の成果を報告会で報告するとともに、研究紀要（報告書）に収録して、各学校へ普及します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・研究推進校及び協力校の指定	⇒	⇒
61	教職員研修センターの活用		
概 要	教職員の経験年数等に合わせて、基本研修、職層研修及び専門研修を充実させるとともに、各学校における職場研修（ＯＪＴ）を支援することにより、教職員の指導力向上を図り、児童・生徒の学力向上を図ります。 また、指導員の学校訪問や各研修会への参加等を見直し、よりよい活用を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・センター指導員による学校支援の実施	⇒	⇒
62	理科教育指導力向上事業の推進		
概 要	指導力と教材開発力に優れた理数系教員（コア・サイエンス・ティチャー）を計画的に育成し、指定した小学校で実施する理科教育に関する研修の講師として活用することで、小学校教員の理科教育における指導力の向上を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・東秋留小を拠点校と位置付けでの事業の実施	⇒ 事業成果の検証	・検証内容の反映

3 学校教育環境の整備

取組の方向 安全・安心な学校施設の整備

基本施策 18 学校施設・設備の整備

【課 題】

学校施設の耐震化の完了後は、老朽化が進んでいる施設・設備を計画的に整備する必要があります。あわせて、日々の安全と良好な教育環境のための整備や新学習指導要領に対応する施設の改修が必要です。

【今後の方向性】

学校施設については、平成23年度まで耐震化を最優先し整備を進めていきます。

老朽化した施設・設備の整備については、施設整備計画を策定し、順次計画的な整備に努めていきます。

また、児童・生徒の安全と良好な教育環境の確保や学習内容に対応するため、各種設備等の整備を行います。

【推進計画】

63	小中学校耐震補強工事の実施		
概 要	耐震化されていない校舎・体育館については、耐震診断を実施した結果に基づき、工事の必要性が高い校舎・体育館から、順次平成22・23年度の2か年計画で耐震補強工事を行っています。 平成23年度には、校舎6校7棟及び体育館4校4棟の計10校11棟の耐震補強工事を実施し、学校施設の耐震化が完了します。		
実施年度	23年度		
	・耐震補強工事の実施		

64	老朽化した学校施設の計画的な改修の推進		
概 要	特別教室の冷房化やトイレの洋式化など良好な教育環境の整備や、老朽化している施設の改修整備を推進します。 トイレ洋式化工事、給食リフト改修工事、プール循環浄化装置改修工事、特別教室エアコン設置工事、浄化槽設備改修工事、排水設備改修工事、増戸・五日市中学校体育館倉庫増築工事など。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・計画的な小中規模改修工事の実施	⇒	⇒

65	教育設備整備事業の推進		
概 要	小・中学校に必要な備品及び消耗品の整備をすることにより、学習環境の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・新学習指導要領に対応する備品等の整備	・各学校への調査に基づく備品等の整備	⇒

66	学校施設の計画的整備		
概 要	新築または大規模な改修から20年を経過し老朽化した学校施設について、整備計画等に基づき、計画的に大規模な整備を進めます。(国の安全・安心な学校づくり交付金等を受けて行います。)		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・施設整備計画等の策定の基礎資料の収集 ・施設整備計画等の策定	・施設整備計画による事業の実施	⇒

67	学校給食センターのあり方の検討		
概 要	学校給食センターの各施設・設備は、老朽化が進んでいるため、施設・設備のあり方について検討を行い、施設整備の手法や運営方法等を定めます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・方針決定	・方針を踏まえた調査・検討の実施	⇒

取組の方向 ▶ 学習を支える教育環境の整備

3 学校教育環境の整備 - 学習を支える教育環境の整備

基本施策 19 学校ICTの整備

【課 題】

すでに学校に配備されている情報機器のメンテナンスと、現在実施している教育活動に必要なＩＣＴ機器の整備が課題です。

【今後の方向性】

学校における情報教育の進展に伴い、それに対応したＩＣＴ機器を必要に応じて、計画的に配備します。

【推進計画】

68	学校ICTの整備		
概 要	学校での情報教育の推進や情報機器の活用状況を把握し、社会情勢に対応した学校教育におけるＩＣＴ機器活用が実施できるように、ＩＣＴの整備を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の状況に即したＩＣＴの整備	⇒	⇒

基本施策 20	小規模学校対策の推進	重点施策
----------------	-------------------	-------------

【課 題】

児童数が減少している戸倉小学校・小宮小学校の教育環境の向上を図るため、五日市小学校への統合など小規模解消に向けて取り組む必要があります。

【今後の方向性】

小宮小学校については、平成24年4月1日に五日市小学校へ統合をする準備を進めていきます。

戸倉小学校については、戸倉小学校区内において、PTA及び地域代表で構成する小規模対策の検討組織と話し合いを継続していきます。

【推進計画】

69	学校間連携の実施		
概 要	小規模校である戸倉小学校及び小宮小学校の児童が、中学校進学に際し、大きな集団へスムーズに適應できるようにするなど、小規模校のデメリットの軽減策として、五日市小学校とクラブ活動等の交流学习を実施します。小宮小学校に関しては、あわせて、五日市小学校への統合が円滑に実施できるように、統合準備期間としての取組を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の状況に即した学校間連携の実施 ・統合に向けた取組（小宮小）	⇒	⇒

70	小宮小学校の統合	
概 要	小宮小学校においては、平成24年4月1日に五日市小学校への統合が円滑に実施できるように教育環境の整備など地域と協議しながら準備を進めていきます。	
実施年度	23年度	24年度
	・地域との協議の実施	・五日市小学校への統合

71	戸倉小学校の小規模化への対応		
概 要	戸倉小学校においては、PTA及び住民代表で構成する小規模学校対策の検討組織が設置されることとなっているので、そこを受け皿として話し合いを継続していきます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・検討組織との協議の実施	⇒	⇒

基本施策 21**教育の機会均等などの確保****【今後の方向性】**

教育の機会均等を確保するため、保護者の教育費の経済的負担の軽減を図っていきます。

また、地域の実情や保護者の意向を考慮しながら、指定学校の変更や区域外就学等の弾力的運用を図ります。

【推進計画】

72	教育の機会均等の確保		
概要	教育の機会均等を確保するため、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を支給するほか、経済的理由により修学が困難な学生等に対して、学費の一部を貸与します。 また、遠距離から路線バスを利用して市立小・中学校へ通学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、通学定期購入費を補助します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・就学援助費の支給	⇒	⇒
	・育英資金の貸付	⇒	⇒
	・遠距離通学費の補助	⇒	⇒
73	通学区域の弾力的運用		
概要	小・中学校の就学に際し、地域の実情や保護者の意向を考慮しながら、指定学校の変更や区域外就学等の弾力的運用を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・弾力的運用の実施	⇒	⇒
74	通学区域のあり方の調査研究		
概要	道路の新設や土地区画整理事業等の社会状況の変化に対応するため、長期的な展望にたった通学区域のあり方を調査・研究します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・環境変化及び児童・生徒数の動向を踏まえた通学区域の調査検討	・方針決定	

4 生涯学習・文化・スポーツの振興

取組の方向 いつでもどこでもだれもが学ぶことができる生涯学習の推進

基本施策 22	生涯学習活動の支援	重点施策
---------	-----------	------

【課 題】

市民が学習や体験から学んだ成果を社会に還元できる循環型生涯学習の仕組みを作り、生涯学習の成果の活用を促進する必要があります。

【今後の方向性】

生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」に基づき、豊かな生涯学習社会の実現を目指し、体系的な推進体制組織づくりと系統的な事業の展開を図るとともに、学習成果を生かした市民の学習交流活動の支援を進めます。

【推進計画】

75	生涯学習推進計画の推進		
概 要	豊かな生涯学習社会の実現を目指して、体系的な推進体制組織づくりと系統的な事業の展開を図り、生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」を推進します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・生涯学習推進計画の推進	⇒	⇒

76	社会教育・生涯学習活動等の支援		
概 要	社会教育関係団体名簿、サークルガイド等を活用し、学習・活動相談・紹介業務を行うとともに、事業協力体制の充実を図ります。 レジデンス事業の実施や、市民の文化活動等への情報提供・事業協力を通して活動支援を行います。 社会教育関係団体登録に基づく名簿の作成、配布等を通じ、生涯学習・社会教育活動の支援を行います。 社会教育関係団体へ補助金を交付し団体の育成と活動の支援を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・事業協力体制の充実・支援	⇒	⇒

77	生涯学習コーディネーターの育成		
概 要	生涯学習コーディネーター養成講座を開催し、指導者の育成を図ります。 ※生涯学習コーディネーター：市民が生涯学習の主体となっていくために、市民と市民や市民と行政とをつなぐ調整役		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・養成講座の開催	⇒	⇒

78	公民館における寿大学の開催		
概 要	高齢者の知識向上・社会参加・相互交流の促進と生涯学習の推進を図ることを目的に様々な分野の講座を企画し実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・寿大学秋川校・五日市校の実施	⇒	⇒

79	公民館における各種講座の充実		
概 要	一般教養の向上と相互学習を目指し、一人でも多くの市民が生涯学習に親しめるように、市民大学と称して各種の講座を実施します。 また、IT時代を踏まえ一般市民を対象に、ITボランティアによる初心者向けパソコン講習（文字入力・ワード・エクセル）を実施5種28講座と初心者の質問に答える「Q&A」を10回実施する予定。 市民解説員が講師となり、身近な自然・歴史にふれあえる機会の提供と親子の絆を深めることを目的に親子を対象とした体験学習を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・市民大学講座の実施	⇒	⇒
	・初心者パソコン講習の実施	⇒	⇒
	・親子体験学習の実施	⇒	⇒

80	学習教育機関等との連携協力による事業の推進		
概 要	生涯学習推進の観点からNHK学園はもとより、研究機関、カルチャーセンター、学習教育機関等との連携協力により、より多くの講座・講演を積極的に実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・講座等の実施	⇒ 連携協力の拡大	⇒

81	図書館レファレンス事業の充実		
概 要	市民が必要とする資料や情報を効率よく入手できるように援助する（レファレンスサービス）とともに、オンラインデータベース等の電子化された情報の提供を行うことにより、より専門的な情報が得られるよう支援します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・レファレンス講座の実施	⇒	⇒
	・オンラインデータベースの提供	⇒	⇒
	・子どもレファレンスシートの作成・提供	⇒	⇒
	・レファレンスデータベースの作成	⇒	⇒

82	インターネットによる図書館資料情報提供の推進		
概 要	図書館ホームページによる、所蔵資料の検索や新着図書案内などの資料に関する情報や、資料の予約・取り寄せ、利用状況の確認、貸出期限の延長手続きなどの資料提供に関するサービス、さらに図書館からのお知らせや行事の案内などの情報を発信することにより利用者の利便性の向上を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・HPの充実	⇒	⇒ 26年図書館電算システムの切替えに伴う新機能検討

83	図書館資料の整備		
概 要	図書資料（一般書、児童書、逐次刊行物、視聴覚資料）の中から図書館司書が市民要望を反映した資料の選択を行い、受入・装備等を行なって貸出しができるよう整備します。 また、図書資料の適正な管理を行なうため、ＩＣタグ化を推進します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・中央一般書ＩＣタグ化	・中央児童書ＩＣタグ化	⇒ ・東部エルＩＣタグ化検討

84	地域・行政資料の充実		
概 要	市民の調査研究等に資するため、あきる野市に関する資料を積極的に収集・整理し、地域・行政資料の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・新聞記事の収集	⇒	⇒
	・新聞記事見出しのインターネット公開	⇒	⇒
	・行政資料の収集拡大	⇒	⇒
	・地域資料の迅速な整理・登録の実施	⇒	⇒

85	図書館資料提供事業の推進		
概 要	市民の教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、市民の求めに応じて、図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の図書館資料及び情報の提供を実施します。市内に所蔵のない図書資料等については、都立図書館の協力貸出、都内市区町村立図書館との相互貸借により提供するほか、国会図書館や他県、さらに大学図書館などの調査を行い、提供に努めます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・資料・情報提供の充実	⇒	⇒
	・協力貸出事業の実施	⇒	⇒
	・相互貸借事業の実施	⇒	⇒
	・国会図書館等資料調査事業の実施	⇒	⇒

基本施策 23**生涯学習活動への市民参加の促進****【課 題】**

市民の企画運営による事業実施の促進など、生涯学習事業への市民参画の導入に積極的に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

市民による自主的・主体的な学習・交流活動の展開を目指し、市民との協働による学習提供の場づくりを進めます。さらに、図書館ボランティアの育成と活動の場づくりをはじめ、市民の企画・運営による講座等の実施や市民による図書館サービスの充実、関係団体が連携した事業展開ができるよう生涯学習コーディネーター等による調整・マッチング等の場づくりを進めます。

※ 生涯学習コーディネーター：市民が生涯学習の主体となっていくために、市民と市民や市民と行政とをつなぐ調整役

【推進計画】

86	生涯学習支援者バンク等の充実		
概 要	青少年の体験活動等における情報提供、支援者の紹介等の充実を図るため、生涯学習支援者バンク登録者の募集を行い、事業の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・登録者の募集 ・登録者の活用方法の検討	⇒ ⇒	⇒ ⇒

87	民間教育事業者との連携・協力体制事業の充実		
概 要	市民の学習機会の充実を図るため、さらなる各種団体等との協力連携を進めます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各種団体等との協力連携の充実	⇒	⇒

88	公民館における市民企画講座の開催支援		
概 要	市民参加の促進と協働による生涯学習活動の推進を図るために、公民館利用団体の企画による講演・講座を市民との協働により実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・市民企画講座の実施	⇒ 講座数・内容の充実	⇒ 共催団体数の拡大

89	図書館市民協働事業の充実		
概 要	視覚障がい者への音訳、幼児に対する読書導入事業（おはなし会）をはじめ、図書館サービスの各分野において市民との協働を推進するため、各種ボランティアの養成講座等を開催して技術・知識を習得していただくとともに、活動の機会と場の提供の拡大を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・障がい者サービスボランティア養成講座の実施	⇒	⇒
	・児童サービスボランティア養成講座の実施	⇒	⇒
	・図書館業務ボランティア養成講座の実施	⇒	⇒
	・活動の機会と場の提供の拡大	⇒	⇒

基本施策 24**社会教育施設の整備充実と有効活用適性利用の推進****【課 題】**

あきる野ルピアと五日市ファインプラザの指定管理者の適正な運営の検証及び中央公民館や五日市図書館など施設・設備の老朽化等に対応した改修・修繕、設備の入れ替え等のほか、耐震化の促進等市民が安心して安全に利用できる施設整備の必要があります。

【今後の方向性】

市民の学習・交流活動の場として、指定管理者の適正な運営の検証を進めるとともに市民が快適に利用できる施設として、利用者アンケートの実施と維持管理を進め、市民の生涯学習活動を支援します。

【推進計画】

90	あきる野ルピア指定管理者の適正な運営指導		
概 要	あきる野ルピアを指定管理者が運営管理することにより、民間の能力を活用した市民の生涯にわたる学習活動の振興を図るとともに、市民相互の交流を深め豊かな地域社会の形成を図ります。 また、運営状況を点検し、適正な運営指導を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・指定管理者による管理	⇒	⇒

91	中央公民館施設運営の充実		
概 要	公民館は生涯学習事業の拠点として、より多くの学習の場を提供するものとして、学びの場としての各種講座・事業を実施するとともに、公民館活動やサークル活動を支援するための公民館施設の貸出し、学習成果を活かした生涯学習事業の推進を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・サークル活動を支援するための施設の貸出し、学習成果を生かした生涯学習事業の推進	⇒	⇒

92	公民館施設及び設備の充実		
概 要	市民が安全かつ安心して生涯学習活動ができるように、公民館施設及び設備の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・改修計画の策定	・計画による事業の実施	⇒

93	秋川体育館の管理運営主体の検討		
概 要	五日市ファインプラザの指定管理による管理運営効果を踏まえ、市民へのサービスの向上と効率的な運営をさらに進めるため、秋川体育館への指定管理者制度の導入を検討します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・管理運営主体の検討		

94	情報化社会に対応した設備の充実		
概 要	図書館では、図書資料に加え、電子化された資料の充実を図るとともに、インターネット上にある様々な情報からも市民が必要とする情報が得られるよう、インターネット情報検索用の端末を整備し情報を提供をします。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・電子化資料の整備	⇒	⇒
	・情報検索端末の提供	⇒	⇒ 有線LAN提供の検討

95	障がい者支援サービスの充実		
概 要	視覚障害などで通常の方法では読書が困難な方や、図書館に来館することができない方に対し、対面朗読や録音資料の作成、郵送サービスなどを行い、図書館サービスの向上を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・対面朗読の実施	⇒	⇒
	・録音資料の作成、郵送等サービスの実施	⇒	⇒

96	西多摩地域広域行政圏及び近隣市との図書館連携事業の実施		
概 要	市民が利用できる図書資料の増加と、より専門性の高い図書資料の提供ができるよう、近隣の市町村図書館や大学図書館等との広域的連携を推進します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・西多摩広域行政圏8市町村図書館連携	⇒	⇒
	・八王子市・昭島市連携	⇒	⇒
	・八王子市大学図書館連携の拡充	⇒	⇒

取組の方向 ▶ 健全な心身をはぐくむスポーツの振興

4 生涯学習・文化・スポーツの振興 - 健全な心身をはぐくむスポーツの振興

基本施策 25

市民スポーツの推進

重点施策

【課 題】

体育施設について、効果的・効率的運営を図るため、施設の見直しを図る必要があります。運営についても、市民ニーズに応じた多様なプログラムの展開や、スポーツ啓発活動を進めるとともに、指定管理者の適正な運営の検証と、他施設への導入についても引き続き検討する必要があります。

また、市民の総合的な体育・スポーツ環境づくりを進めるため、「スポーツ振興計画」の策定を行います。さらに、平成25年に開催される「東京多摩国体」に向けて、施設整備や運営準備を計画的に進める必要があります。

さらに、学校教育では、生涯に渡って運動やスポーツに親しみ、よりよく生きるための健康や体力を育てる必要があります。

【今後の方向性】

市民のよりよい体育・スポーツ環境づくりを目指し、スポーツ教室の開催・啓発活動などを通して、子供から高齢者まで多世代の市民が地域に根ざしたスポーツ活動を楽しむことができるスポーツやレクリエーションに親しむ機会の拡充に努めます。

また、「スポーツ振興計画」を策定し、一人一人がスポーツに親しみ、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境づくりに取り組みます。

さらに、平成25年に開催されるスポーツ祭東京2013（東京多摩国体）を成功させるため、自転車競技（ロードレース）とソフトボール競技（少年女子）の開催に協力するとともに、全国から訪れる選手団、応援団等を市全体で迎える機運を醸成し、円滑な大会運営を進めます。

また、NPO法人あきる野市体育協会との連携促進、総合型スポーツクラブの育成支援や関係課と連携した健康施策の展開を通じて、市民の体育・スポーツ環境の確保に努めます。そして、効果的・効果的な施設の運営を図ることをねらいとして、指定管理者の適正な運営の検証と他施設への導入等の検討を進めます。

学校教育では、体力調査の実施やその結果を活用した取組、スポーツ推進校の指定など、生涯スポーツを支える健やかな身体や体力をはぐくむ施策を推進します。

【推進計画】

97	スポーツ振興計画の策定		
概 要	スポーツ振興施策を体系的かつ計画的に推進するため、スポーツ振興基本計画を策定します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 準 備	・ 策 定	

98	第68回国民体育大会開催準備活動及び施設、設備の整備の実施		
概 要	平成25年（2013年）東京都において開催される第68回国民体育大会の成功に向け、市民啓発活動等全市的な取組を行うほか、実行委員会内に、各専門委員会を設置し、競技会の開催だけでなく、全国から訪れる選手団、応援団等を市全体で迎えらるよう機運の醸成と円滑な運営が行えるよう諸準備を行います。 また、平成23年度より、ソフトボール競技の会場地となる「あきる野市民球場及び市民運動広場」の常設、改修工事を実施し、平成24年度の国体リハーサル大会及び平成25年度の国体本大会の開催に向けた競技場整備を開始します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	- 市民啓発活動等全市的な取組 - 実行委員会組織の運営（基本計画等の作成、先催県における大会運営の検証等） - ソフトボール競技の会場地の整備（常設・改修工事） - ソフトボール競技の会場地の整備（競技用仮設物の整備）	⇒ ⇒ ⇒ ・ 国体リハーサル大会の仮設整備	⇒ ⇒ ・ 国体本大会の仮設整備

99	総合型地域スポーツクラブの設立及び運営支援		
概 要	国のスポーツ振興策として設置するよう求められている「総合型地域スポーツクラブ」があきる野市でも設立されました。この団体の運営を支援するとともに、新たな団体の設立に向けた啓発活動を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・運営支援・普及啓発	⇒	⇒

100	スポーツ教室・講習会等の充実		
概 要	親子で楽しむスポーツ教室、高齢者向きスポーツ教室、ニュースポーツの普及など、多様なスポーツ教室を開催します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・普及・拡大	⇒	⇒

101	スポーツ施設の充実及び効率的な運営		
概 要	各スポーツ施設の設備の充実を図るとともに、市民の要望に沿った整備を推進し、安全に使用できるよう維持していきます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・設備の充実・維持	⇒	⇒

102	学校開放施設整備事業の推進		
概 要	学校教育に支障のない範囲で、夜間や土、日曜日など小中学校の体育館や校庭等の施設を開放しています。安全で快適に利用できるよう、施設の整備及び点検を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・整備点検の実施	⇒	⇒

103	五日市ファインプラザの指定管理者の選定		
概 要	五日市ファインプラザの管理運営の状況を的確に把握し、サービス水準の向上や経費の削減等の効果を検証しつつ次期の指定管理者の選定の準備をします。 また、透明性の確保と住民サービスの向上を図るため、モニタリング実施状況を調査しホームページで公表するなど情報公開に努めます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・モニタリング実施状況調査	・選定準備	・選定作業

104	市民プール運営事業の実施		
概 要	平成22年度において、施設の運営経費の縮減を図り、より効率的な運営に取り組むことを目的に、利用者の少ない夜間の時間帯を、試行期間として、10月から3月まで、運営時間を1時間短縮し、午前10時から午後8時までとしました。 平成23年度においても、引き続き、運営時間を1時間短縮し、施設の効率的運営に取り組めます。さらに施設の運営経費、維持管理費を含め、より効率的・効果的な運営を進めるため、指定管理者制度の導入に向け、平成23年度から準備を進め、平成24年度より指定管理者の導入を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・運営時間1時間短縮の試行及び指定管理者制度導入に向けた準備作業の開始	・指定管理者制度の導入	⇒

105	いきいきセンター運営事業の実施		
概 要	第2次あきる野市行政改革推進プランに基づき、いきいきセンター2階健康増進フロアの水着リフレッシュゾーン、トレーニング室、サウナ室及び1階男女小浴場について、さらに運営時間の短縮、引き続き冬季間の運営休止を継続して行います。 また、集会室についても、同様に3時間短縮し施設の効率的運営に取り組めます。 ・運営時間の短縮（1階集会室も含む） 期 間 4月1日から11月30日及び3月1日から3月31日の間 運営時間 午前10時から午後6時まで（3時間短縮） ・運営休止期間 12月1日から2月末日までの3カ月間		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・時間短縮 ・運営休止	⇒ ⇒	⇒ ⇒

106	市民スポーツ・レクリエーション大会の運営支援		
概 要	市民が地域連帯の輪を広げ、一堂に会し、スポーツとレクリエーションの場を通じて体力向上と健康増進を図る一助となるよう実施される市民スポーツ・レクリエーション大会の運営を支援します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・実行委員会が実施する大会の運営支援	⇒	⇒

107	市民のスポーツに接する機会の提供(スポーツ環境の醸成)		
概 要	市内最大のスポーツ団体であるNPO法人あきる野市体育協会及びあきる野市体育指導委員会と連携し、各種スポーツ大会や講習会の充実を図り、市民のスポーツに関する意識を高めるとともに、スポーツ事業へ参加する機会を身近なものへとしていきます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各種団体との連携による機会の提供	⇒	⇒

108	広域的スポーツ大会参加への支援		
概 要	市民に市町村大会や西多摩広域行政圏体育大会等の広域的なスポーツ大会に出場する機会を提供し、スポーツの振興を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・広域的なスポーツ大会への出場機会の提供	⇒	⇒

109	市民スポーツ大会の運営支援等		
概 要	市民の運動技術と体力の向上を図るため、各種スポーツ大会を実施するとともに運営の支援を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各種スポーツ大会の実施・運営支援	⇒	⇒

32（再掲）	体力調査の活用		
概 要	各学校の代表者1名ずつによる「体力向上委員会（仮称）」を設置し、調査方法の周知及び結果の活用について検討します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・体力向上委員会(仮称)の設置 ・一校一取組の普及	・体力向上委員会(仮称)の実施 ⇒	⇒ ⇒

33（再掲）	スポーツ教育の推進		
概 要	児童・生徒の健康増進や体力向上を図るとともに、国民体育大会やオリンピックをはじめとする国内及び国際的なスポーツ大会などの意義と国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解し、積極的に運動に親しむことができるよう、スポーツ教育を推進します。 また、毎年、スポーツ推進校として小学校1校、中学校1校程度を指定し、その取組の成果を各学校に広めます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・スポーツ推進校2校の指定 ・推進校の取組の周知・徹底	⇒ ⇒	⇒ ⇒

取組の方向 市民文化の振興

4 生涯学習・文化・スポーツの振興 - 市民文化の振興

基本施策 26 市民文化の振興

【課 題】

これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することが必要とされています。

【今後の方向性】

市民文化の振興にあたっては、市民が積極的に参加する環境づくりに努めるとともに、生涯学習の観点から積極的に事業の推進を図るために包括的に施策を推進します。

【推進計画】

110	アーティスト・イン・レジデンス事業の実施		
概 要	アートスタジオ五日市を舞台に、国内外から芸術家を一定期間招へいし、滞在中の制作活動を支援する事業を行うとともに、版画教室等を通じて地域の芸術・文化活動の向上を図ります。 ※アーティスト・イン・レジデンス：芸術家を一定期間滞在させて、作品を制作する場を提供し、その活動を支援することによって芸術家を育成するシステム		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・アーティスト・イン・レジデンス事業の実施	⇒	⇒
111	国際交流活動団体の運営支援		
概 要	国際交流や国際協力を推進するため、市民や国際交流活動団体との連携を強化するとともに、団体の運営を支援します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・国際交流活動団体への運営支援	⇒	⇒
112	市民文化祭の運営支援		
概 要	文化活動や社会教育活動を行っている市民団体の日頃の学習活動の成果としての作品展示や舞台発表の場として市民文化祭を実施します。運営にあたっては運営委員会を組織し、多くの団体が主体的に参加できるようにします。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・運営委員会の設置及び支援	⇒	⇒
113	市民解説員養成事業の推進		
概 要	地域の再発見をテーマに、学習の機会の提供と学習効果を活かしたまちづくり活動として、あきる野市の自然・歴史・文化の素晴らしさを多くの市民の方に知ってもらうために解説活動を行う市民解説員を養成しています。市民解説員の養成には、資格取得のための市民カレッジ人材養成講座、資格取得後に行う専門研修などを実施することで人材育成の充実を図ります。 また、その講座の一部を市民に公開することで、市内の歴史・文化の素晴らしさを知ってもらい、新たな生涯学習ボランティアの発掘・育成を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・市民カレッジ講座（2年間）の実施 ・市民カレッジ公開講座の実施	⇒ ⇒ 一般参加者の増員を図る	・市民カレッジ講座（2年間）の実施 受講生の増員を図る ⇒

114	秋川キララホール運営事業の実施		
概 要	秋川キララホールは、芸術文化の拠点としての館の利用拡大と主催事業の充実を図り、利用者が安全に、また、安心して利用できるようにするとともに、新たに、市民との協働のまちづくりを進めるため、館の維持管理・運営（貸館・主催事業）、会員制度の設置などキララホールの運営全般について、協議・検討する組織づくりを進め、利用者の拡大を推進するとともに、芸術文化の振興を図ります。 また、平成22年度に設置した「キララホール協力員」登録者の増加を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・秋川キララホール運営事業の実施 ・運営協議会の設置準備 ・協力員登録者20名を目標	⇒ ・運営協議会の設置 ・協力員登録者30名を目標	⇒ ・協力員登録者40名を目標

115	スポーツと音楽のまち振興協会運営事業の実施		
概 要	スポーツと音楽のまち振興協会の振興育成事業として、市立小中学校在校生等へのスポーツ、音楽、芸術、伝統文化活動、キララバンドに対する支援、あきる野市の若き音楽家の育成に対する支援を実施するとともに、市内の児童・生徒に童謡・唱歌を通じて、豊かな心と人を思いやる心「郷土あきる野を愛する心」を育む事業として、「日本の心と郷土愛を育む童謡・唱歌体験事業」を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・スポーツと音楽のまち振興協会運営事業の実施 ・童謡・唱歌体験事業 実施目標4小学校	⇒ ⇒ 実施目標4小学校	⇒ ・合同発表会の開催

取組の方向 ▶ 郷土の理解を深める文化の保存と継承

4 生涯学習・文化・スポーツの振興 - 郷土の理解を深める文化の保存と継承

基本施策 27 文化財の保護と公開活用の推進

【課 題】

市民の文化遺産への理解を深め、まちづくり・地域づくりの基礎となる「地域資源としての文化財」を明確に示し、調査研究成果をまとめた文化財関係書籍の発行やインターネットを活用した地域文化のまちづくりへの展開を図っていく必要があります。

また、施設の老朽化対応や狭隘な文化財保存収蔵施設対策の検討が必要です。

【今後の方向性】

文化遺産の適正な保存、継承、活用のために、緊急雇用創出事業を活用した石造物調査を進めるとともに、調査によって明らかになった文化財について、指定を行い、適正な保護施策を進めます。

また、図書館デジタルアーカイブを活用した指定文化財等の情報公開を促進し、文化遺産の保護活用に対する市民の意識の向上に努めます。さらに、文化遺産は市民共有のものであるという理念を基本に、今後も市民との協働により文化遺産の掘り起こし等を担う市民解説員等文化財保護活用市民リーダーの育成支援や参画等について検討を進めます。

【推進計画】

116	文化財資料収集保管事業の充実		
概 要	出土した考古資料や寄贈・寄託された化石や民具、寄贈図書などを五日市郷土館及び二宮考古館において適正に保存管理します。 また、収蔵設備の耐震化と設備の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・資料の収集及び適正な保存管理の実施	⇒	⇒

117	伝統芸能保存活動の支援		
概 要	農村歌舞伎の伝承に必要な道具類を二宮考古館に保管して歌舞伎保存団体に適宜提供するとともに、それらの使用等に関して指導・助言を行います。 また、囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会の活動に対して、指導・助言を行います。さらに、全国地芝居サミット開催に向けた準備調査を進めます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・歌舞伎用具の保管・提供 ・芸能保存団体指導・助言 ・地芝居サミット開催準備調査	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ・地芝居サミット開催

118	資料館の展示の充実		
概 要	五日市郷土館、二宮考古館の常設展示や企画展・特別展等の開催を通して市の歴史や民俗、自然などに関する情報を市民に提供します。 また、市民の郷土学習に際して必要な資料や情報の提供、解説、助言、指導等を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・資料館の企画展等の実施	⇒	⇒

119	文化財講座等開催事業の実施		
概 要	伝統文化や文化財等への理解を深めるため、五日市郷土館においては芋ほり、餅つき、脱穀など、昔の生活を体験する教室、また、二宮考古館においては勾玉、アンギンづくり教室などを開催します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・文化財講座等の開催	⇒	⇒

120	収蔵資料調査研究事業の実施		
概 要	五日市郷土館で収蔵する古文書（近世地方文書）の調査研究を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・古文書の調査研究の実施	⇒	⇒

121	埋蔵文化財調査及び管理事業の実施		
概 要	各種開発工事に対して文化財保護法に基づいて適正に指導するとともに、提出された発掘届に基づき、必要に応じて埋蔵文化財の試掘調査及び立会い調査を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・開発に伴う埋蔵文化財調査の実施	⇒	⇒

122	指定文化財公開の促進		
概 要	市民が文化財に触れ、身近に親しむ機会を提供するため、市指定文化財の公開促進を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・市指定文化財所有者に対する文化財公開の働きかけ	⇒	⇒

123	郷土学習の支援		
概 要	五日市郷土館、二宮考古館の展示に関わる市民解説員への解説研修の実施や、小学校社会科授業等での歴史や民俗等の解説を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・市民解説員研修及び社会科授業解説等の実施	⇒	⇒

124	文化財の啓発		
概 要	市内文化遺産に関する調査や情報収集を行うとともに、「郷土あれこれ」を発行して市民に市の歴史や文化財に関する情報を提供します。 また、東京都による文化財ウィークの開催に際し、指定文化財所有者による文化財の公開を支援します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・文化財調査の実施	⇒	⇒
	・文化財図書の発行	⇒	⇒
	・指定文化財公開の支援	⇒	⇒

125	無形文化財の伝承支援		
概 要	都指定無形文化財「軍道紙」の保存に関し、円滑な伝承が図れるよう、都及び伝承施設管理者との調整などを行い、助言、指導を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・軍道紙伝承支援の実施	⇒	⇒

126	地域資料の電子データ化による情報提供と活用の促進		
概 要	五日市憲法草案をはじめとする地域資料を、劣化・散逸させないよう電子データ化することにより保存・整備し、情報提供等により活用を促進します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・保存事業の実施	⇒	⇒
	・デジタルデータ化の推進	⇒	⇒
	・アーカイブへの追加公開		・アーカイブへの追加公開
	・保存・掲載資料の収集	⇒	⇒

127	市民解説員による解説活動の充実		
概 要	地域における生涯学習の推進を図るため、あきる野市の自然・歴史・文化についての解説活動を通して習得した知識と技術を多くの人々に伝えることを目的に市内探訪、社会教育施設等での解説活動等を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・解説活動の実施	⇒ 解説機会の充実を図る	⇒

128	資料のデジタル化による活用の充実		
概 要	市の指定文化財等の資料をデジタル化し、図書館のホームページに掲載して市民に情報提供します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・文化財資料のデジタル化と活用の実施	⇒	⇒

5 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

取組の方向 ▶ 地域社会における連携・協力体制の強化

基本施策 28	学校安全安心対策の強化	重点施策
---------	-------------	------

【課 題】

学校安全ボランティアに対する地域、保護者の関心をさらに高め、より多くの方の協力を得られるよう周知と啓発を図ることが課題です。

【今後の方向性】

学校安全推進会議や関係諸機関と連携した講習会の開催、スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）等学校安全体制整備事業を継続して、学校安全ボランティアの育成や活動の充実を図り、『学校の安全・安心対策』をより一層徹底していきます。

また、各学校の実態に即して、家庭、学校、地域が連携して、地域の教育力を生かした学校の環境づくりを進めていきます。

【推進計画】

129	学校安全ボランティアへの支援		
概 要	学校や家庭、地域、関係機関等が相互理解と連携を深め、子供を守る体制を強化します。 また、小学校区を中心として、家庭・地域と連携した学校安全ボランティアを組織し、児童の登下校の安全指導の徹底を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の実態に即したボランティアの組織及び取組への支援	⇒	⇒

130	不審者情報の共有		
概 要	学校、地域から寄せられた児童・生徒にかかわる不審者情報等を、関係機関と連携し、共有します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・情報の共有に向けた関係機関との連携強化	⇒	⇒

131	児童・生徒通学安全対策の推進		
概 要	交通擁護員の配置や交通安全用具の購入等を行い、児童・生徒の通学中の安全確保をします。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・交通擁護員の配置 ・交通安全用具の購入	⇒ ⇒	⇒ ⇒

132	児童・生徒の学校における災害対策の推進		
概 要	日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約の締結及び全国市長会の学校災害賠償補償保険に加入し、児童・生徒が学校管理下で災害を受けた場合の保護者の経済的負担の軽減を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・保険への加入等	⇒	⇒

133	子供の安全確保の推進		
概 要	学校安全推進会議の開催やスクールガードリーダーの配置を行い、学校安全ボランティアとともに、地域ぐるみで子供の登下校時等の安全確保を行ないます。 また、各学校が実施する通学路の巡回による安全点検を受けて、交通事情の変化、危険箇所等を把握し、関係各課と調整を図り、児童・生徒の登下校時の安全を確保します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・学校安全推進会議等による安全体制の充実 ・通学路等の安全確保	⇒	⇒

134	セーフティ教室の充実		
概 要	児童・生徒の危険を予測し回避する能力の向上や家庭・学校・地域が連携した安全活動の充実を図るために、警察等の指導の下に全学校でセーフティ教室を実施します。 また、その充実にむけて、意見交換会の場の設定や活性化に向けた取組を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の実態に即したセーフティ教室の実施	⇒	⇒

基本施策 29	学校支援体制の強化	重点施策
----------------	------------------	-------------

【課 題】

家庭や地域の教育力を生かして、地域全体で学校教育を支援していく連携体制を構築していく必要があります。

【今後の方向性】

各学校の状況に即して、学校支援地域本部事業や学校公開を実施する等、学校と家庭、地域が連携して開かれた学校づくりを推進し、地域全体で学校教育を支援します。

【推進計画】

135	学校支援地域本部の充実		
概 要	一の谷小学校のほかにも学校支援地域本部を設置し、地域の教育力向上を図り、地域全体で学校教育を支援します。 一の谷小学校に設置した学校支援地域本部地域教育協議会が実施する学習支援活動、環境整備、登下校時の安全指導等を支援するため、学校支援ボランティア等人材の育成を図るとともに、他の学校における学校支援地域本部の設置の支援を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・一の谷小学校学校支援地域本部の運営支援	⇒	⇒
	・学校支援地域本部設置の支援	⇒	⇒
136	地域における人材の把握と提供		
概 要	学校支援地域本部事業の一環として、地域の人材把握と提供を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・地域の人材把握と提供	⇒	⇒
137	学校公開の推進		
概 要	開かれた学校づくりを推進するため、全校で保護者や地域への学校公開を実施します。 また、学校だよりを町内会・自治会へ配布し、学校からの情報発信の充実を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の実態に即した学校公開の実施	⇒	⇒
138	学校評価の地域への公表		
概 要	小・中学校の学校評価における自己評価結果について、保護者及び地域関係者等に対して、根拠となる事項、評価に伴う改善事項を含めて積極的に公表します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・公表の実施及び意見の収集・反映	⇒	⇒
139	校外における地域の環境・人材を生かした授業の推進		
概 要	総合的な学習の時間を中心に、地域の人材や資源を活用した学習活動を推進します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・各学校の実態に即した地域の人材や資源の活用	⇒	⇒

基本施策 30**学校外活動・余暇活動の充実****【課 題】**

各種体験事業を継続し、子供たちに実体験を通した「生きる力」をはぐくむことが必要であり、より効果的な事業運営を行っていくために、自然環境や地域人材等の地域資源を活かし、市民・団体のより一層の参画を進め、市との協働事業への移行について検討していく必要があります。

また、栗原市との交流事業では、実施月を7月下旬に定めていますが、夏季休業中であることから各部活動においては、各種大会と重なることが多く参加生徒の選出が難しい状況です。

【今後の方向性】

友好姉妹都市栗原市との交流等を進めるとともに、「郷土の恵みの森構想」にある市の持つ豊かな自然環境等の資源を生かした体験の場を提供し、関係団体や地域との協力・連携により、学校及び青少年の体験活動を通して、仲間づくりや自主性・協調性をはぐくむ場づくりを進めます。

【推進計画】

140	友好姉妹都市栗原市交流事業の実施		
概 要	友好姉妹都市である宮城県栗原市の中学生と隔年で相互に訪問し合い、生徒会活動や部活動での交流会を実施します。(例年7月最終の水曜日から金曜日までの3日間で実施)		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・栗原市で開催	・本市で開催	・栗原市で開催

141	子供の体験活動・社会活動の支援		
概 要	生涯学習支援者バンクの充実を図り、青少年体験活動に関する相談、支援者の紹介、情報収集・提供等を行います。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・体験活動の相談、支援者の紹介 ・体験活動に関する情報収集と提供	⇒ ⇒	⇒ ⇒

142	地域活動支援リーダーの育成		
概 要	青少年指導者講習会等を開催し、地域リーダーの育成を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・指導者講習会の開催	⇒	⇒

143	放課後子どもプラン「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)放課後子ども教室」の推進・支援		
概 要	放課後子どもプラン運営委員会会議を開催します。(委員18名、会議3回を予定) 放課後子ども教室事業を5校(東秋留小、多西小、草花小、戸倉小及び小宮小)で実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・放課後子ども教室の実施	⇒	⇒

取組の方向 ▶ 地域社会における教育力の強化

5 家庭、学校、地域の連携・協力の強化 - 地域社会における教育力の強化

基本施策 31

地域ぐるみの青少年の健全育成の推進

重点施策

【課題】

青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成するすべての組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組む必要があります。さらに、子供・若者が社会的に自立できるような支援を行う必要があります。

【今後の方向性】

青少年が健全育成を通して市民として豊かな人間形成を図ることができるよう、市の自然や文化に触れ、郷土への愛着や自然を敬愛する心を育てるとともに規範意識を醸成し、健全な家庭づくり、地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の職場体験、奉仕体験等社会参加活動の促進を図ります。

また、地域全体で心豊かでたくましい青少年をはぐくむため、家庭の教育力、地域の教育力をさらに高め、家庭・学校・地域、関係機関との連携・協力を努めます。

【推進計画】

144	青少年健全育成事業の推進		
概要	青少年の健全育成を推進するため、「家庭の日」推進事業、「全国青少年健全育成」にちなむ啓発活動、青少年善行表彰式、青少年健全育成あぎる野市大会（中学生の主張大会）や青少年委員との共催による青少年健全育成事業等を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・青少年健全育成事業等の実施	⇒	⇒

145	青少年健全育成地区委員会の活動の支援と連携の強化		
概要	それぞれの地域にあった方法で青少年の健全育成を推進していけるように、市内12小学校区及び市内6中学校区にある青少年健全育成団体が行う活動を支援するとともに共催による事業展開を図ります。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・活動の支援	⇒	⇒

基本施策 32**「おとなが手本のあきる野市」運動の推進****【課 題】**

「おとなが手本のあきる野市」の目指す方向やその必要性について、まだ市民全体への浸透が十分とはいえません。

また、おとなが手本になっていない行為が依然として多い状況の中、子供の方が手本を示していることを多くのおとなに意識させることが必要であり、継続して 啓発活動を実施する必要があります。そのためにも、学校だけでなく、地域からこの活動を推進していくことができる運営体制の整備が必要です。

【今後の方向性】

子供たちの基本的な生活習慣の乱れは、おとなにその原因があることが多いことから、「教育フォーラム」の開催や地域活動等を通じて、おとなが意識的に相手を思いやる心を持ち、守るべきルールや規則を子供たちに伝えていく場を増やしていきます。そして、あいさつ運動をさらに展開するため、「あいさつ標語カルタ大会」の開催、懸垂幕、横幕の掲示を進めます。

また各地域において「おとなが手本のあきる野市」運動を推進するための体制づくりを検討していきます。

【推進計画】

146	「おとなが手本のあきる野市」運動の推進		
概 要	「おとなが手本のあきる野市」あいさつ標語の横断幕等の学校等への掲出や、あいさつ標語カルタを活用した「あいさつ標語カルタ大会」の実施等を通して、家庭の教育力、地域社会の教育力の向上を図るため、「おとなが手本のあきる野市～あいさつ運動を広めよう～」の啓発活動を実施します。 また、各地域において「おとなが手本のあきる野市」運動を推進するための体制づくりを検討していきます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	- 横断幕等の掲出 - カルタ大会の実施	⇒	⇒

基本施策 33**家庭教育の支援****【課 題】**

学校での学習の基盤となる基本的な生活習慣について、家庭の協力を得ながらさらに定着を図ることが課題です。

【今後の方向性】

新学習指導要領では、家庭、学校、地域及び関係諸機関の連携が強く求められています。

また、家庭教育に関する情報提供が求められており、これを受け、今後は、小・幼・保連絡協議会や「家庭の日」「教育フォーラム」等の内容をさらに充実させながら、家庭・地域の教育力向上のための啓発や活動を推進していきます。さらに、家庭学習の習慣化や、家庭における基本的な生活習慣の形成を図るための支援を行っていきます。

【推進計画】

147	家庭教育学級・子育て支援事業等学習機会の提供		
概 要	子育て中の親を支援するため、家庭教育に関連する課、係及びサークルと連携・協力を図り家庭教育学級や各種事業（講座）を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・家庭教育学級の実施	⇒ 内容の充実	⇒ 家庭教育支援リーダーの育成

148	「家庭の日」推進事業の充実		
概 要	「家庭の日」推進事業として絵画・作文・ポスターの募集、親子観劇会を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・「家庭の日」推進事業の実施	⇒	⇒

149	あきる野市教育フォーラムの開催		
概 要	小・中学校PTA連合会と共催で「教育フォーラム」を開催し、教育課題について、家庭・学校・地域・行政が連携して協議を行います。 「教育フォーラム」では毎年度「おとなが手本のあきる野市」の取組を踏まえてテーマを決め、実践報告や講演会を実施します。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・「教育フォーラム」の実施	⇒	⇒

基本施策 34**教育情報の提供****【課 題】**

教育全般に関する情報を広く市民に提供することにより、教育情報の共有化と開かれた教育の推進を図り、家庭・学校・地域と連携し、教育行政のより一層の充実と発展に寄与するために、平成16年7月から広報教育あきる野「一房のぶどう」を発行しています。

創刊号から新聞折込等を利用し無料で配布していますが、市民の情報の取得方法の多様化に対応し、より多くの人に教育情報を提供していくことが必要です。

【今後の方向性】

「一房のぶどう」は、ぶどうの実の一粒一粒がしっかり結びついて一房になっている姿を、あきる野市の教育が多くの人々に支えられ、大きな成果をあげていく姿に重ね合わせて名付けられています。

教育広報がより多くの人々の目にふれ、教育情報を提供することにより教育行政が大きくしっかりとした実を結ぶよう限られた回数の中かで有意義な情報提供を行っていきます。

また、情報の取得方法の多様化に対応するため、情報提供の方法について検討していきます。

【推進計画】

150	教育広報による教育情報提供の充実		
概 要	市民との教育情報の共有と、開かれた教育の推進を目的に、広報教育あきる野「一房のぶどう」を年度内3回発行します。限られた発行回数のなかで、より正確でタイムリーな教育情報を提供できるよう内容を精査し発行します。 また、新聞折込等による配布以外の提供の方法について検討していきます。		
実施年度	23年度	24年度	25年度
	・ 広報教育あきる野「一房のぶどう」の発行	⇒ 配布方法の検討	⇒